

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により行った財政援助団体等監査の結果の報告を次のとおり公表する。

令和2年2月18日

盛岡市監査委員	村田芳三
同	菅原和彦
同	小山田正美
同	八木橋美紀

第1 監査の対象

地方自治法第199条第7項の規定により、監査の対象は、平成30年度中に当市が財政的援助を与えている団体（以下「財政援助団体」という。）、出資している団体（以下「出資団体」という。）及び公の施設の管理を行わせている団体（以下「公の施設の指定管理者」という。）とし、財政援助団体、出資団体及び公の施設の指定管理者のうち、次の団体（以下「財政援助団体等」という。）を対象とした。

- 1 財政援助団体は、平成30年度の補助等の額が100万円以上のもので、事業等に係る補助等を受けているもの又は運営等に係る補助等を受けているもののうち、次の1団体とした。

公益財団法人 盛岡観光コンベンション協会（盛岡MICE誘致推進事業補助金）

- 2 出資団体は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第140条の7で規定するもののうち、次の2団体とした。

- (1) 盛岡まちづくり株式会社
- (2) 公益財団法人 盛岡市スポーツ協会

- 3 公の施設の指定管理者は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき平成30年度において公の施設の管理を行わせているもののうち、次の2団体（2施設）とした。

- (1) 社会福祉法人 盛岡市社会福祉事業団（盛岡市立しらたき工房）
- (2) 協同組合 産業社会研究会経営者革新会議（盛岡市新事業創出支援センター）

第2 監査の実施期間

- | | |
|--------------|------------------------|
| 1 財政援助団体 | 令和2年1月23日 |
| 2 出資団体 | 令和2年1月21日から令和2年1月22日まで |
| 3 公の施設の指定管理者 | 令和2年1月17日から令和2年1月20日まで |

第3 監査の範囲

財政援助団体等に係る関係部課等の業務及び財政援助団体等の次に掲げる業務とした。

- 1 財政援助団体
補助対象事業に係る出納その他の事務の執行に関すること。
- 2 出資団体
事務事業全般に係る出納その他の事務の執行に関すること。
- 3 公の施設の指定管理者
対象施設の管理に係る出納その他の事務の執行に関すること。

第4 監査の方法

- 1 平成31年度財政援助団体等監査実施計画に従い、補助金に関する調書、出資に関する調書、公の施設の管理に関する調書及び附属書類を関係部課等に提出を求め、必要に応じて関係職員から説明聴取を行うなど、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常必要とされる監査手続によって監査した。
- 2 財政援助団体等に出向き当該団体の責任者等から事務事業、収支予算の執行状況、補助・出資・施設管理の実態等の説明を求めたほか、提示された会計処理に係る諸帳簿、証書類等の照合確認による検証を実施した。
- 3 監査に当たっては、次の点を重点項目とした。
 - (1) 財政援助団体
 - ア 交付決定手続に関すること。
 - イ 事務事業の執行に関すること。
 - ウ 補助等に係る実績及び成果に関すること。
 - (2) 出資団体
 - ア 出資の目的に関すること。
 - イ 事業経営に関すること。
 - (3) 公の施設の指定管理者
 - ア 条例等に関すること。
 - イ 協定に関すること。
 - ウ 管理費用に関すること。

第5 監査の結果

財政援助団体等に係る監査の結果は、次のとおりである。

- 1 補助金の交付申請等に関する一連の関係書類は、規則その他の定めるところに

従いその要件が整っているものと認められた。

- 2 補助基準の運用及び補助金額の決定並びに補助金交付に関する手続は、根拠となる法令、規則及び契約書等に基づいて行われているものと認められた。
- 3 補助金及び出資金は、それぞれの目的・条件に沿って有効に使用され、また、運用されており、公共の福祉の充実に資するもので、財政的援助の公益上の必要性があるものと認められた。
- 4 公の施設の管理運営に係る協定等に関する一連の関係書類は、法令、条例及び規則その他の定めるところに従いその要件がおおむね整っているものと認められた。
- 5 指定管理料に関する手続は、協定書に基づいておおむね適正に行われているものと認められた。
- 6 公の施設の指定管理者による管理運営は、公の施設の設置目的に沿っておおむね適正に管理されているものと認められた。
- 7 各事業の執行に伴う会計処理の方法及び関係書類の作成は、会計諸規定に基づいて行われ、これら一連の処理状況はおおむね良好であると認められた。

以上のことから、特に是正改善を要する事項は見受けられなかったが、財政援助団体等の一部には、事務処理について留意する事例が見られたので、十分に注意されたい。

公益財団法人 盛岡観光コンベンション協会

1 財政援助団体の所在地、名称及び代表者名

盛岡市中ノ橋通一丁目1番10号

公益財団法人 盛岡観光コンベンション協会

理事長 谷村 邦久

2 財政援助の目的

盛岡市への国際会議等のMICE誘致を推進し、交流人口の拡大と広域観光の振興を図るため、開催助成に要する経費を補助しているものである。

3 補助金額等

盛岡MICE誘致推進事業補助金

補助金額	交付契約年月日	交付年月日	交付金額
8,300,000円	平成30年4月1日	平成30年6月1日	7,100,000円
		平成30年10月19日	1,600,000円
		平成31年3月25日	△400,000円

4 監査の結果

当該補助金について、補助の対象となる当該団体の事業等が補助の目的に沿っておおむね適正に執行されているものと認められた。

盛岡まちづくり株式会社

1 出資団体の所在地, 名称及び代表者名

盛岡市清水町 14 番 12 号 盛岡商工会議所会館内
盛岡まちづくり株式会社
代表取締役社長 齋藤 雅博

2 出資の目的

当該団体は、市が平成 10 年度に策定した「中心市街地活性化基本計画」及び同計画に基づいて盛岡商工会議所が策定した「タウンマネジメント構想」を推進する上で、商業機能の強化だけでなく、まちづくりの観点から地域産業の健全な発展と市民ニーズに応える地域開発事業等を推進する組織が必要となったため、民間と公共団体との共同出資による効果的な事業を展開できるよう、第 3 セクターとして設立された団体であり、公益上の必要性から設立に係る寄附行為として基本財産を出資したものである。

3 出資金額等

盛岡まちづくり株式会社出捐金

設立年月日	出資年月日	出資金額	当市の出資割合
平成 13 年 5 月 24 日	平成 13 年 5 月 17 日	10,000,000 円	50 %

4 監査の結果

当該法人は、出資の目的に沿っておおむね適正に経営されているものと認められた。

なお、一部の事務処理等について、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 会計処理において、決裁権者の決裁を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

公益財団法人 盛岡市スポーツ協会

1 出資団体の所在地, 名称及び代表者名

盛岡市本宮五丁目4番1号
公益財団法人 盛岡市スポーツ協会
会長 長澤 茂

2 出資の目的

当該団体は、市における体育・スポーツの一層の振興を図ることにより、市民の体力の向上とスポーツ精神の涵養に資するとともに、盛岡市における体育・スポーツ諸団体の育成に寄与することを目的とする団体であり、公益上の必要性から設立にかかる寄附行為として基本財産を出資したものである。

3 出資金額等

公益財団法人 盛岡市スポーツ協会出捐金

設立年月日	出資年月日	出資金額	当市の出資割合
昭和21年10月8日	(平成7年11月20日)	58,000,000円 (30,000,000円)	57.3%
	(平成8年7月4日)	(20,000,000円)	
	(平成9年8月25日)	(5,000,000円)	
	(平成12年3月30日)	(3,000,000円)	

4 監査の結果

当該法人は、出資の目的に沿っておおむね適正に経営されているものと認められた。
なお、一部の事務処理等について、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【指摘事項】

- 1 契約事務の執行に当たり、事務決裁規程の専決区分と異なる内容で運用されている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 施設修繕契約に当たり、契約書を作成していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

社会福祉法人 盛岡市社会福祉事業団

1 公の施設の指定管理者の所在地，名称及び代表者名

盛岡市若園町2番2号
社会福祉法人 盛岡市社会福祉事業団
理事長 瀧野 常實

2 管理を行う公の施設

盛岡市立しらたき工房

3 指定管理者による管理の目的

当該施設は，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護，同条第14項に規定する就労継続支援その他の便宜を供与することを目的としている。社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団を指定管理者とすることにより，その設置目的を効果的に達成しようとするものである。

4 指定管理料等

盛岡市立しらたき工房指定管理料

指定管理料	支出年月日	支出金額
13,406,400 円	平成30年4月12日	1,816,000 円
	平成30年6月8日	10,589,000 円
	平成30年8月10日	481,000 円
	平成30年10月11日	259,000 円
	平成30年11月30日	261,400 円

5 監査の結果

当該施設は，適切に管理され，設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。

なお，一部の事務処理等について，次の事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

【指摘事項】

- 1 指定管理施設の管理に当たり，管理運営に関する報告書に誤りがある事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 指定管理施設の管理に当たり，基本協定書に定める事故発生時の市への報告が行われていない事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

協同組合 産業社会研究会経営者革新会議

1 公の施設の指定管理者の所在地，名称及び代表者名

盛岡市材木町2番26号
協同組合 産業社会研究会経営者革新会議
理事長 漆原 憲博

2 管理を行う公の施設

盛岡市新事業創出支援センター

3 指定管理者による管理の目的

当該施設は，産業の発展を図るため，特色のある新事業を創出しようとする企業等を支援することを目的としている。協同組合産業社会研究会経営者革新会議を指定管理者とすることにより，その設置目的を効果的に達成しようとするものである。

4 指定管理料等

盛岡市新事業創出支援センター指定管理料

指定管理料	支出年月日	支出金額
7,731,674円	平成30年4月27日	2,210,000円
	平成30年7月31日	1,893,872円
	平成30年10月30日	1,820,215円
	平成31年1月31日	1,824,913円
	令和元年5月10日	△17,326円

5 監査の結果

当該施設は，適切に管理され，設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。

なお，一部の事務処理等について，次の事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

1 指定管理施設の管理に当たり，収支決算書に誤りのある事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。